

令和3年度介護報酬改定に伴う加算届の提出について

令和3年度介護報酬改定により新設又は改定された加算(減算)について、新たに算定しようとする場合は、加算届の提出が必要です。

また、これまで算定していた加算と同じ項目又は同じ区分でも、算定要件が変更されているものがあります。その場合、新しい要件を満たすかどうか確認し、算定する場合はあらためて届出が必要です。

下の表に、届出の留意事項を記載していますので、十分ご確認ください。

【提出期限】

令和3年4月15日(木曜日) ※提出先に必着でお願いします。(次ページ参照)

○この期限までに提出された場合に限り、令和3年4月分の加算が算定できます。
(既存の加算を含む。)

サービス種別	項目	旧加算を届出済みの事業所の取扱い
全サービス	地域区分	変更する内容が地域区分のみの場合は、届出不要。
	新設された加算項目	加算届の様式「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目について算定したい場合は、届出が必要。届出がない場合は、「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院	科学的介護推進体制加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
通所介護 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス	生活機能向上連携加算	「3:加算Ⅰ」「2:加算Ⅱ」に該当する場合は、いずれも新たな加算の届出が必要となる。
通所介護 通所リハビリテーション	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	令和3年2月以降に5%以上の利用者が減少し、当該月の翌々月から所定単位数の3%を加算する場合は、届出が必要。
通所介護 通所リハビリテーション	入浴介助加算	「2:加算Ⅰ」「3:加算Ⅱ」のいずれも届出が必要。
通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション	口腔機能向上加算	「2:加算Ⅰ」「3:加算Ⅱ」いずれも届出が必要。
通所介護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、引き続き当該加算要件を整えている場合は、自動的に「5:加算Ⅱ」とみなす(届出不要)。それ以外はすべて届出が必要。

通所介護	個別機能訓練加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
通所介護	ADL維持等加算	加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、新たに要件が変更されたので届出が必要。(Ⅲ)は経過措置分のため、令和3年3月末までの届出をもって終了。
通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション	栄養アセスメント加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション	栄養改善加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす(居宅訪問等の要件が新たに追加)。
通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	移行支援加算	名称変更のみのため、引き続き当該加算要件を満たしている場合は届出不要
通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	既存届出内容が「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、引き続き当該加算要件を満たしている場合は自動的に「3:加算AⅠ」、「4:加算BⅠ」とみなす(届出不要)。それ以外はすべて届出が必要。
通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「4:加算Ⅰイ」で、引き続き当該加算要件を満たしている場合は自動的に「4:加算Ⅱ」とみなす(届出不要)。それ以外はすべて届出が必要。
訪問リハビリテーション	サービス提供体制強化加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問介護	特定事業所加算Ⅴ	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問介護	特定事業所加算Ⅴ以外	取扱いに変更なし。
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護	認知症専門ケア加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算	「4:加算Ⅰ」、「5:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存の届出内容が「3:加算Ⅰイ」で新たな届出がない場合は「3:加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	サービス提供体制強化加算	「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「3:加算Ⅰロ」、「4:加算Ⅱ」、「5:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。

介護福祉施設 介護保健施設 介護療養施設 介護医療院 (介護予防) 短期入所療養介護	サービス提供体制強化加算	「2:加算Ⅰ」、「4:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「3:加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「3:加算Ⅰロ」、「4:加算Ⅱ」、「5:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	「2:加算Ⅰ(イ及びロの場合)」又は「4:加算Ⅰ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:イ及びロの場合」、「3:ハの場合」で、新たな届出がない場合は「3:加算Ⅱ(イ及びロの場合)」、「5:加算Ⅱ(ハの場合)」とみなす。
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算 (単独型)	「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
特定施設入居者生活介護	テクノロジーの導入 (入居継続支援加算)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算	「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」とみなす。
特定施設入居者生活介護	ADL維持等加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設 介護保健施設 介護医療院	栄養マネジメント強化体制	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設 介護保健施設 介護医療院	自立支援促進加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設 介護保健施設 介護療養施設 介護医療院	安全管理体制	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。

介護福祉施設 介護保健施設 介護療養施設 介護医療院	安全対策体制	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設 介護保健施設 介護療養施設 介護医療院	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設 介護保健施設 介護療養施設 介護医療院	排せつ支援加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護保健施設	リハビリ計画書情報加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護療養施設	移行計画の提出状況	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	令和3年10月サービス提供分から、算定要件が変わるため、新たな区分を算定後、令和3年9月15日までに届出が必要。

【提出先】

サービス種別	提出先
訪問看護(みなし指定に限る。)	福岡県保健医療介護部 介護保険課指定係 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3322
訪問リハビリテーション(みなし指定に限る。)	
居宅療養管理指導(みなし指定に限る。)	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (みなし指定の通所リハビリテーション、短期入所療養介護を含む。)	
介護医療院(みなし指定の短期入所療養介護を含む。)	
介護療養型医療施設(みなし指定の短期入所療養介護を含む。)	
上記以外のサービス	事業所の所在地を所管する 県保健福祉(環境)事務所

※北九州市、福岡市、久留米市にある事業所及び地域密着型サービス事業所については、各市(保険者)の介護保険担当課へ提出してください。